

## 7-1 金融商品

## ①【金融資産および金融負債】

## 1. 金融資産および金融負債の範囲

## (1) 金融資産

金融資産とは、現金預金、金銭債権、有価証券(株式その他の出資証券および公債社債等)、デリバティブ取引(先物取引、先渡取引、オプション取引およびスワップ取引等)により生じる正味の債権等である。

## (2) 金融負債

金融負債とは、金銭債務(支払手形、買掛金、借入金および社債等)並びにデリバティブ取引により生じる正味の債務等である。

## 2. 金融資産および金融負債の発生の認識

## (1) 原則

契約締結時に、金融資産または金融負債の発生を認識する。

## (2) 例外

- ①商品等の売買や役務提供は、商品等の引渡日(役務提供の完了時)に、その発生を認識する。
- ②貸付金および借入金は、資金の貸借日に、その発生を認識する。
- ③有価証券の売買では、修正受渡日基準が容認されている。

## 3. 金融資産および金融負債の消滅の認識

## (1) 金融資産

契約上の権利を行使(または、権利を喪失)した時、または契約上の権利に対する支配が他に移転した時には、金融資産の消滅を認識しなければならない。

## (2) 金融負債

契約上の義務を履行(または、義務が消滅)した時、または契約上の主債務者の地位から免責された時には、金融負債の消滅を認識しなければならない。

## 4. 条件付金融資産の譲渡

## (1) すべての時価を合理的に測定できる場合

新たな金融資産	×××	//	消滅した金融資産	×××
消滅した金融負債	×××	//	新たな金融負債	×××
現金預金	×××	//	譲渡損益	×××

$$\text{譲渡原価} = \text{帳簿価額} \times \frac{\text{譲渡部分の時価}}{\text{譲渡部分の時価} + \text{残存部分の時価}}$$

$$\text{残存部分} = \text{帳簿価額} \times \frac{\text{残存部分の時価}}{\text{譲渡部分の時価} + \text{残存部分の時価}}$$

新たな資産	×××	} ⇒ 譲渡部分の時価
新たな負債	△×××	
残存部分	×××	

## (2) すべての時価を合理的に測定できない場合

新たな資産または残存部分の時価を合理的に測定できない場合は、その時価をゼロとする。一方、新たな負債の時価を合理的に測定できない場合は、譲渡から利益が生じないように計算した金額を当初計上額とする。

現金預金	×××	//	消滅した金融資産	×××
		//	新たな金融負債	×××

## ②【修正受渡日基準】

		＜設 例＞			
		取得日(○/○)	約定日(3/29)	決算日(3/31)	受渡日(4/2)
		▽	▽	▽	▽
		簿価 ¥10,000	時価 ¥12,000	時価 ¥12,500	
売手	原則(引渡基準)		売却損益と引渡	なし	なし
	容認修正受渡日基準		売却損益	なし	引渡
買手	原則(引渡基準)		取得	時価評価	なし
	容認修正受渡日基準		なし	時価評価	取得

## 1. 売手の会計処理

## (1) 約定日

有価証券 2,000 // 有価証券売却益 2,000

(その他有価証券の場合 仕訳不要)

※ 約定日(または約定日が属する会計期間中)に、売却損益のみを記帳する。

## (2) 当期末

仕訳不要

(その他有価証券の場合 投資有価証券 2,000 // 有価証券売却益 2,000)

## (3) 翌期首

仕訳不要

## (4) 受渡日

現金預金 12,000 // (投資)有価証券 12,000

## 2. 買手の会計処理

## (1) 約定日

仕訳不要

## (2) 期末日

有価証券 500 // 有価証券評価損益 500

(その他有価証券の場合 投資有価証券 500 // その他有価証券評価差額金 500)

※ 約定日から受渡日の間、時価の変動のみを記帳する。

## (3) 翌期首

有価証券評価損益 500 // 有価証券 500

(その他有価証券の場合 その他有価証券評価差額金 500 // 投資有価証券 500)

## (4) 受渡日

(投資)有価証券 12,000 // 現金預金 12,000

③【有価証券の保有目的区分の変更】

1. 保有目的区分の変更が認められる場合

以下の正当事由がある場合を除き、有価証券の保有目的区分を変更することができない。

【正当事由】

- ① 資金運用方針等の変更の場合
- ② 株式の追加取得または売却により持分比率等が変動した場合
- ③ 法令または基準等が改正された場合

2. 保有目的区分を変更したときの振替価額

原則として、変更前の区分の評価基準に従う。

- (1) 売買目的有価証券から、関係会社株式(子会社株式または関連会社株式)、その他有価証券
- |        |     |    |             |     |  |
|--------|-----|----|-------------|-----|--|
| 関係会社株式 | ××× | // | 有価証券        | ××× |  |
|        |     |    | // 有価証券評価損益 | ××× |  |
- (2) 満期保有目的の債券から、売買目的有価証券、その他有価証券
- |      |     |    |           |     |  |
|------|-----|----|-----------|-----|--|
| 有価証券 | ××× | // | 投資有価証券    | ××× |  |
|      |     |    | // 有価証券利息 | ××× |  |
- (3) 関係会社株式から、売買目的有価証券、その他有価証券
- |      |     |    |        |     |  |
|------|-----|----|--------|-----|--|
| 有価証券 | ××× | // | 関係会社株式 | ××× |  |
|------|-----|----|--------|-----|--|

3. その他有価証券の振替

その他有価証券の区分から変更した場合には、変更後の区分の評価基準に従う。さらに、

部分純資産直入法を採用し、前期に評価損を計上している

場合には、(当期首の再振替仕訳の逆仕訳を行う意味で、)前期末の時価で振替える。

- (1) 売買目的有価証券への振替
- |      |     |    |              |     |  |
|------|-----|----|--------------|-----|--|
| 有価証券 | ××× | // | 投資有価証券       | ××× |  |
|      |     |    | // 投資有価証券評価益 | ××× |  |

(2) 子会社株式(または関連会社株式)への振替

① 全部純資産直入法

- ・ 前期末 投資有価証券 ××× // その他有価証券評価差額金 ×××
- 
- ・ 当期首 その他有価証券評価差額金 ××× // 投資有価証券 ×××
- ・ 振替時 子会社株式 ××× // 投資有価証券 ×××

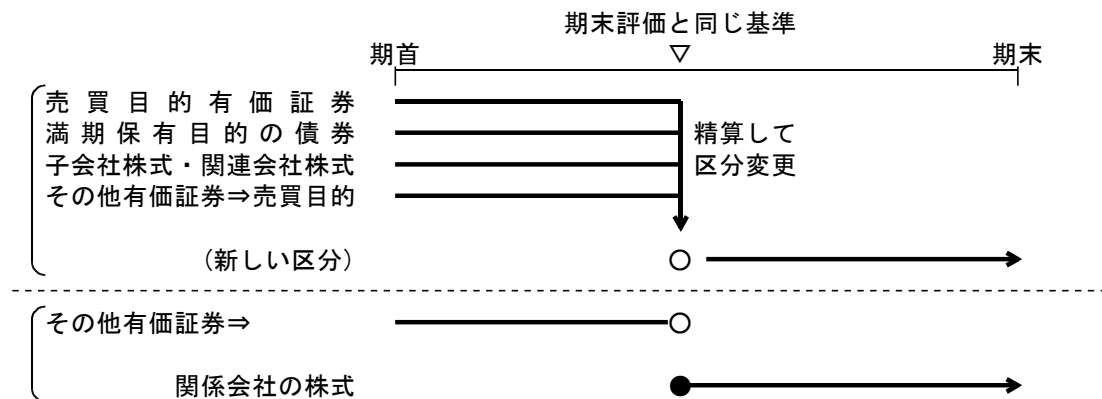
※ 変更前の区分の評価基準とすると、「その他有価証券評価差額金」が新たに発生する。

② 部分純資産直入法

- ・ 前期末 投資有価証券評価損 ××× // 投資有価証券 ×××
- 
- ・ 当期首 投資有価証券 ××× // 投資有価証券評価損 ×××
- ・ 振替時 子会社株式 ××× // 投資有価証券 ×××
- 投資有価証券評価損 ××× <del>//>----- 相殺 -----

変更後 変更前	売買目的 有価証券	満期保有 目的の債券	関係会社株式	その他有価証券
売買目的 有価証券	_____	_____	変更時の時価(評価差額は損益)	
満期保有目的の 債券	変更時の償却原価	_____	_____	変更時の償却原価
関係会社株式	変更時の帳簿価額	_____	_____	変更時の帳簿価額
その他有価証券	変更時の時価 ( <u>評価差額は損益</u> )	_____	(以下参照)	_____

全部純資産直入法			変更時の 帳簿価額
部分純資産 直入法	前 期	評価益 評価損	
			<u>前期末の時価</u>



## 4【新株予約権者の処理】

## 1.新株予約権

## (1) 売買目的有価証券として保有していた場合

## ①取得時

有価証券(予権)	×××	//	現金預金	×××
----------	-----	----	------	-----

## ②権利行使時

有価証券(予権)	×××	//	有価証券(予権)	×××
※ 権利行使時の時価で再評価			有価証券評価益	×××
			+	
有価証券(株式)	×××	//	現金預金	×××
※ 再評価した予約権を振替			有価証券(予権)	×××

## ③譲渡時

現金預金	×××	//	有価証券(株式)	×××
			有価証券売却益	×××

## ④権利行使期間満了時

新株予約権未行使損	×××	//	有価証券(予権)	×××
-----------	-----	----	----------	-----

## (2) その他有価証券として保有していた場合

## ①取得時

投資有価証券(予権)	×××	//	現金預金	×××
------------	-----	----	------	-----

## ②権利行使時

投資有価証券(株式)	×××	//	現金預金	×××
			投資有価証券(予権)	×××

## ③権利行使期間満了時

新株予約権未行使損	×××	//	投資有価証券(予権)	×××
-----------	-----	----	------------	-----

## 2.新株予約権付社債

## (1) 転換社債型新株予約権付社債の場合(一括法)

## ①取得時

投資有価証券	×××	//	現金預金	×××
--------	-----	----	------	-----

## ②権利行使時

有価証券 (投資有価証券)	×××	//	投資有価証券	×××
------------------	-----	----	--------	-----

## ③権利行使期間満了時

- 仕訳不要 -

## (2) 転換社債型新株予約権付社債以外の新株予約権付社債の場合(区分法)

## ①取得時

投資有価証券(社債)	×××	//	現金預金	×××
投資有価証券(予権)	×××	//		

## ②権利行使時

投資有価証券(株式)	×××	//	現金預金	×××
			投資有価証券(予権)	×××

## ③権利行使期間満了時

新株予約権未行使損	×××	//	投資有価証券(予権)	×××
-----------	-----	----	------------	-----

## 5【デット・エクイティ・スワップ(D E S : Debt Equity Swap)】

## 1.意義

デット・エクイティ・スワップとは、債権者側からは、債権を株式とする取引をいう。

## 2.債権者側の会計処理

(貸倒引当金控除後の)債権金額と取得した株式の時価との差額は、当期の損益として認識し、債権放棄損とする。

貸倒引当金	×××	//	長期貸付金	×××
投資有価証券	×××	//		
債権放棄損	×××	//		

## 6【配当金についての特殊な取扱い】

## 1.その他資本剰余金の配当

その他資本剰余金の配当の本質は「出資の払戻」であるため、その株式が売買目的有価証券である場合を除き、帳簿価額を減額する。

## (1) 売買目的有価証券

現金預金	×××	//	受取配当金	×××
------	-----	----	-------	-----

## (2) 売買目的有価証券以外の株式

## ①関連会社株式

現金預金	×××	//	子会社株式 (関連会社株式)	×××
------	-----	----	-------------------	-----

## ②その他有価証券

現金預金	×××	//	投資有価証券	×××
------	-----	----	--------	-----

## 2.市場価格のある株式の配当金

市場価格のある株式の配当金は、配当落の日をもって、前期の配当実績または公表されている予想配当額にもとづいて未収配当金を見積り計上する(金融商品会計実務指針)。

## (1) 原則

## ①配当落ち日

- 仕訳不要 -

## ②配当金受領日

現金預金	×××	//	受取配当金 (投資有価証券)	×××
------	-----	----	-------------------	-----

## (2) 市場価格のある株式

## ①配当落ち日

未収配当金	×××	//	受取配当金 (投資有価証券)	×××
-------	-----	----	-------------------	-----

## ②配当金受領日

現金預金	×××	//	未収配当金	×××
------	-----	----	-------	-----

7 【先物取引】

1. 意義

先物取引とは、価格や数値が変動する金融商品や指数等の将来の売買について、ある価格での取引を売手と買手が保証することを約束する取引である。

2. 会計処理

(1) 売(買)建日

差入委託証拠金 ××× // 現金預金 ×××

(2) 決算日

先物取引 ××× // 先物取引損益 ×××

(3) 翌期首

先物取引損益 ××× // 先物取引 ×××

(4) 決済日

現金預金 ××× // 差入委託証拠金 ×××
// 先物取引損益 ×××

8 【オプション取引】

1. 意義

オプション取引とは、特定の商品について予め決められた将来の一定の期日(または期間内)に、一定の価格で取引する権利(オプション)を売買する取引である。取引する権利(オプション)には、買う権利(コール・オプション)と売る権利(プット・オプション)とがある。

2. 会計処理

(1) 購入日

ドルプットオプション(110円/\$)
オプションの価値1.0円/\$

オプション 3,000 // 現金預金 3,000

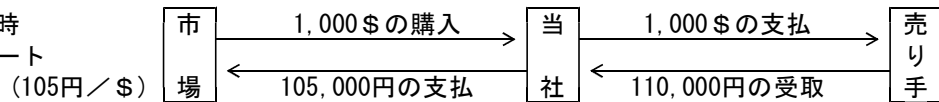
(2) 決算日(オプションの価値1.1円/\$)

オプション 100 // オプション損益 100

(3) 翌期首

オプション損益 100 // オプション 100

(4) 権利行使時
為替レート



現金預金(\$) 105,000 // 現金預金(¥) 105,000
現金預金(¥) 110,000 // 現金預金(\$) 105,000
// オプション 3,000
// オプション損益 2,000
↓
現金預金 5,000 // オプション 3,000
// オプション損益 2,000

(5) 権利行使期間満了時

オプション損益 3,000 // オプション 3,000

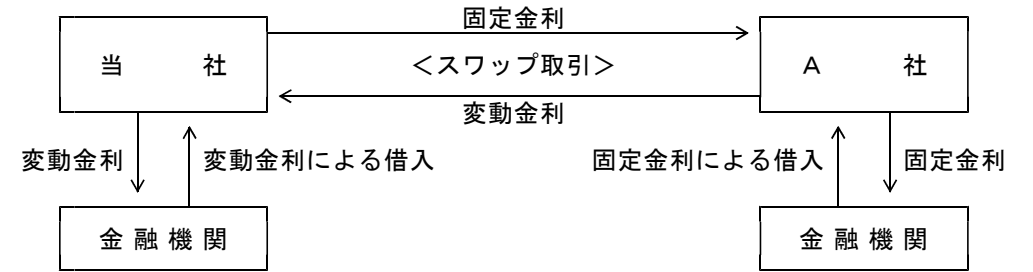
9 【スワップ取引】

1. 意義

スワップ取引とは、(現時点では等価値である)将来キャッシュ・フローを交換することを約定する取引である。

(1) 金利スワップ(Interest Rate Swap)

金利スワップとは、取引当事者が一定の想定元本、期間、利息交換日およびその機関を取り決め、変動利率と固定利率の支払義務を相互に交換する取引である。



(2) 通貨スワップ(Cross Currency Swap)

通貨スワップとは、取引当事者が異なる通貨間で金銭債権債務の元利相当額についての為替レートを取り決め、将来のキャッシュフローを交換する取引である。

2. 会計処理

(1) 契約日

- 仕訳不要 -

(2) 利払日

Table showing journal entries for interest payments and swap transactions, including '支払利息(変)', '支払利息(固)', and '現金預金'.

(3) 決算日

スワップ ××× // スワップ評価損益 ×××
↑
スワップ取引の正味の債権の時価

(4) 翌期首

スワップ評価損益 ××× // スワップ ×××

## 10【コマーシャル・ペーパー(CP: Commercial paper)】

## 1. 意義

コマーシャル・ペーパーとは、短期の資金を市場から調達するために発行する無担保証券をいう。

## 2. 会計処理

## (1) 取得者側

## ①取得時

有価証券	×××	//	現金預金	×××
------	-----	----	------	-----

## ②償還時

現金預金	×××	//	有価証券	×××
			// 有価証券利息	×××

## (2) 発行者側

## ①発行時

現金預金	×××	//	コマーシャルペーパー	×××
コマーシャルペーパー利息	×××	//		

## ②償還時

コマーシャルペーパー	×××	//	現金預金	×××
------------	-----	----	------	-----

## 11【譲渡性預金(CD: Certificated of Deposit)】

## 1. 意義

譲渡性預金とは、他の一般の預金とは異なり、預金証書を第三者に譲渡できる定期預金である。国内CDは金融商品取引法上の有価証券ではないが、会計上は有価証券に準じて取扱う。

## 2. 会計処理

## (1) 取得者側

## ①取得時

譲渡性預金	×××	//	現金預金	×××
(受取利息)	×××	//		

## ②譲渡時または償還時

現金預金	×××	//	譲渡性預金	×××
			// 受取利息	×××

## ※ 金融商品の会計処理に対するアプローチ

## 1. 財務構成要素アプローチ

金融資産を構成する財務的要素(財務構成要素)は分解可能であると考え、財務構成要素ごとに支配が他に移転した場合には消滅を、留保される場合には存続を認識する方法である。

「金融商品に関する会計基準」は、財務構成要素アプローチを採用している。

## 2. リスク・経済価値アプローチ

財務構成要素各々は分解不能であり、一体として金融資産を構成していると考え、金融資産のリスクと経済価値のほとんどすべてが第三者に移転した場合に、その金融資産の消滅を認識する方法である。

IFRSは、リスク・経済価値アプローチを採用している。

## 3. 財務構成要素の例

現金収入、回収サービス業務資産、買戻権、リコース義務 等々

## 12【ゴルフ会員権等】

## 1. 意義

ゴルフ会員権とは、会員制のゴルフ場の利用権である。この利用権を得る事により、ビジター(非会員)に比べ割安でプレーすることや、会員優先枠での予約が可能となる。

ゴルフ会員権には「株式」の形態をとるものと、「預託保証金」の形態をとるものがあるが、いずれも金融資産であり、金融商品会計基準の対象となる。

## 2. 会計処理

## (1) 取得時

ゴルフ会員権	×××	//	現金預金	×××
--------	-----	----	------	-----

## (2) 決算時

取得原価をもって貸借対照表価額とする(減損処理の適用はある)。

— 仕訳不要 —

## (2) 減損処理

## ①株式形態

ゴルフ会員権評価損	×××	//	ゴルフ会員権	×××
-----------	-----	----	--------	-----

## ②預託保証金形態

ゴルフ会員権評価損	×××	//	ゴルフ会員権	×××
貸倒引当金繰入	×××	//	貸倒引当金	×××

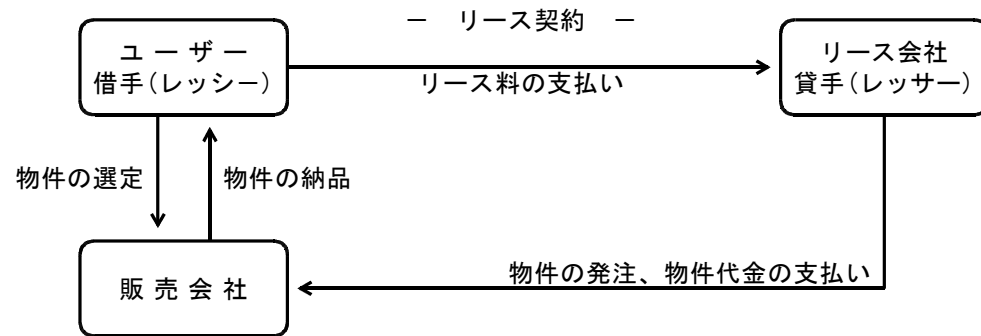
取得原価	}	施設利用権部分	⇒	評価損を計上して、直接減額
		預託保証金	⇒	貸倒引当金として、間接控除
				時価

## 7-2 リース会計

## 1 【リース取引】

## 1. 意義

リース取引とは、物件の所有者である貸手(レッサー)が、その物件の借手(レシー)に対し、リース期間中に使用収益する権利を与え、借手が貸手に賃借料(リース料)を支払う取引である。



## 2. リース取引の分類

## (1) ファイナンス・リース

リース取引は資産の賃貸借契約の形式であるが、以下の要件のいずれもが該当するときには、その経済的実質は借手の資産の購入と同等であるため、特にファイナンス・リース取引として区分される。

## ① ノンキャンセル(中途解約不能)

リース期間中は中途解約をすることができないリース取引(またはこれに準ずるリース取引)

## ② フルペイアウト

借手がリース物件の経済的利益のほぼすべてを享受し、その使用に係わるほぼすべてのコストを負担するリース取引(次のいずれかに該当するリース取引)

- ・ 現在価値基準  
解約不能期間中のリース料総額の現在価値が、  
借手の見積現金購入価額の概ね90%以上
- ・ 経済的耐用年数基準  
解約不能のリース期間が、そのリース物件の経済的耐用年数の概ね75%以上

## (2) オペレーティング・リース

ファイナンス・リース以外のリース取引は、オペレーティング・リース取引とされる。

## 3. ファイナンス・リース取引の細分

以下の要件のいずれかに該当するファイナンス・リース取引は、リース物件の所有権が借手に(実質的に)移転していると認められることから、「所有権移転ファイナンス・リース」とされる。

- ・ リース期間終了後(または途中で)、リース物件の所有権が借手に移転する旨のリース取引
- ・ リース期間終了後(または途中で)、借手に名目的価額または著しく有利な価額で買取る権利(格安購入選択権)が与えられており、その行使が確実に予想されるリース取引
- ・ リース物件が、借手の用途等に合せて特別仕様により製作または建設されたものであって、そのリース物件の返還後、貸手が第三者に再びリースまたは売却することが困難であるため、その使用可能期間を通じて借手によってのみ使用されることが明らかなリース取引

一方、その他のファイナンス・リース取引は「所有権移転外ファイナンス・リース」とされる。

## 4. リース取引の会計処理

## (1) ファイナンス・リース取引

経済的実質を重視し、売買取引に準じた会計処理を行う。

## (2) オペレーティング・リース取引

約定どおり、賃貸借取引として会計処理を行う。

## (3) 維持管理費相当額

## ① 意義

維持管理費とは、資産を維持管理するにあたり必要な費用をいう。通常、リース料には、これら維持管理の費用に相当する金額が含まれている。

ex. 車両のリース料では、車検代や自動車保険、自動車税等に相当する金額

なお、メンテナンスリースのメンテナンス費用も維持管理費相当額として取扱う。

## ② 会計上の取扱い

原則として、ファイナンス・リースの判定上、維持管理費相当額を認識し、リース料総額から維持管理費相当額を控除して、現在価値基準の判定等を行う。

ただし、維持管理費相当額がリース料に占める割合が乏しい場合は、維持管理費相当額を認識せず、したがって、リース料総額から控除しないことができる。

## 5. 残価保証

## (1) 意義

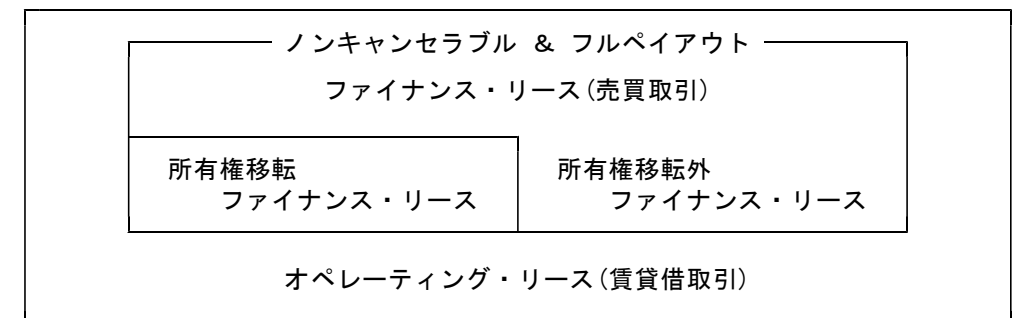
残価保証とは、リース期間終了時にリース物件の処分価額が契約上取り決めた保証額に満たない場合に、借手がその不足額を貸手に支払う義務をいう。

## (2) 残価保証がある場合の会計処理

ファイナンス・リースにおけるリース資産の価額に残価保証額を含める。なお、税務上は含まれないので、税効果会計の適用となる。

## ※ リース資産の価額

$$\text{リース資産の価額} = \text{リース料の総額} - \text{維持管理費用の総額} - \text{利息相当額総額} + \text{残価保証額}$$



2 【借手側の会計処理】

1. ファイナンス・リース取引

(1) リース取引開始時

リース資産            ××× // リース債務            ×××

①リース資産(リース債務)

	わかるとき(原則)	不明なとき
所有権移転	貸手の購入価額等	見積現金購入価額 リース料総額の割引現在価値 } 小
所有権移転外	貸手の購入価額等 } 小 リース料総額の割引現在価値	
	貸手の計算利率	通常、借手の追加借入利率

②割引現在価値

$$\text{割引現在価値} = \text{リース料年額} \times \text{年金現価係数} + \text{残価保証額} \times \text{現価係数}$$

$$= \frac{\text{リース料年額}}{(1+\text{割引率})} + \frac{\text{リース料年額}}{(1+\text{割引率})^2} + \dots + \frac{\text{リース料年額}}{(1+\text{割引率})^n} + \text{残価保証額} \times \text{現価係数}$$

← リース料 - 維持管理費相当額

(2) リース料支払時

維持管理費            ××× // 現金預金            ×××  
リース債務            ××× //  
支払利息            ××× // ← (リース債務総額 × 利率)

①購入価額または見積現金購入価額のと

「リース債務の計上額」と「リース料総額の割引現在価値」とが等しくなる利率

②リース料総額の割引現在価値のと

割引現在価値の計算に用いた利率(借手の追加借入利率、または貸手の計算利率)

(3) 決算時

減価償却費            ××× // 減価償却累計額            ×××

	残存価額	耐用年数	償却方法
所有権移転	他の資産と同じ	経済的耐用年数	他の資産と同じ
所有権移転外	0(または残価保証額)	リース期間	定額法 (生産高比例法、等々)

※ 経済的耐用年数 ≥ リース期間となることもある。

(4) リース取引終了時

減価償却累計額            ××× // リース資産            ×××  
未収入金            ××× //  
(残価保証額)

(5) 残価保証額精算時

リース債務            ××× // 未収入金            ×××  
固定資産売却損            ××× // 未払金            ×××  
(残価保証の不足額)

2. オペレーティング・リース取引

(1) リース契約時

— 仕訳不要 —

(2) 決算時

リース料            ××× // 未払金            ×××

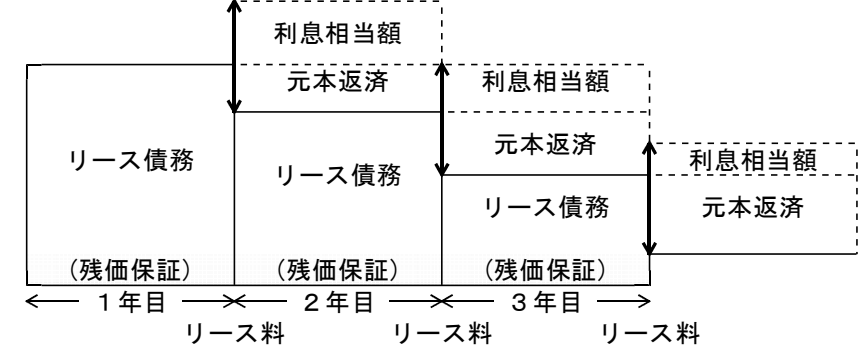
(3) 翌期首

未払金            ××× // リース料            ×××

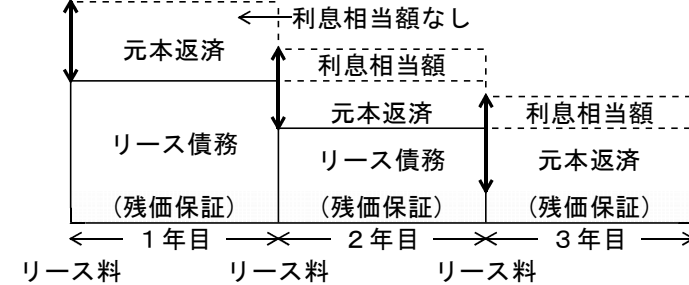
(4) リース料支払時

リース料            ××× // 現金預金            ×××

※ リース料後払いの場合



※ リース料前払いの場合



## ③【セール・アンド・リースバック取引】

## 1. 意義

セール・アンド・リースバック取引とは、所有する物件を売却すると同時に、売却先からその物件を賃借する約定の取引をいう。

セール・アンド・リースバック取引を売却取引と賃借取引とに単純に分解すると、借手が継続して物件を使用しながら売却損益を認識することとなり、経済的実態とは合致しなくなる。

そこで、賃借がファイナンス・リース取引に該当する場合には、発生した売却損益を長期前払費用(または長期前受収益)として繰延べ、賃借取引の費用に加減算することで調整される。

## 2. 会計処理

通常のリース取引と同じ判定基準でもって賃貸借取引を判定し、ファイナンス・リース取引に該当する場合には売買取引に準じて会計処理を行い、該当しない場合には単純に分解する。

ただし、判定に際して、以下の点に留意する。

- ①経済的耐用年数は、リースバック時のリース物件の性能、規格、陳腐化の状況等を考慮して見積った経済的使用可能予測期間を用いる
- ②見積現金購入価額は、実際売却価額を用いる

## (1) ファイナンス・リース取引

## ①売却時

減価償却累計額	××× //	固定資産	×××
減価償却費	××× //	長期前受収益	×××
現金預金	××× //		

## ②リース契約時

リース資産	××× //	リース債務	×××
-------	--------	-------	-----

	所有権移転	所有権移転外	
リース資産の算定	貸手の購入価額	貸手の購入価額 リース料総額の現在価値	} 小

## ③リース料支払時

リース債務	××× //	現金預金	×××
支払利息	××× //		
(期首リース債務×利率)			

## ④決算時

減価償却費	××× //	減価償却累計額	×××
長期前受収益	××× //	減価償却費	×××

## (2) オペレーティング・リース取引

## ①売却時

減価償却累計額	××× //	固定資産	×××
減価償却費	××× //	固定資産売却益	×××
現金預金	××× //		

## ②リース契約時

- 仕訳不要 -

## ③リース料支払時

リース料	××× //	現金預金	×××
------	--------	------	-----

## ④【貸手側の会計処理】

## 1. 所有権移転ファイナンス・リース取引

## (1) 販売基準

## ①リース契約時

リース債権	××× //	売上	×××
		リース料総額	↑ ×××
仕入	××× //	掛金	×××
リース資産購入額	↑ ×××		

## ②リース料受取時

現金預金	××× //	リース債権	×××
------	--------	-------	-----

## ③決算時

## ・契約初年度

繰延リース利益控除	××× //	繰延リース利益	×××
		(売上-仕入) - 仕入×利息	↑ ×××

## ・初年度以降

繰延リース利益	××× //	繰延リース利益戻入	×××
---------	--------	-----------	-----

## (2) 回収基準

## ①リース契約時

リース債権	××× //	掛金	×××
-------	--------	----	-----

## ②リース料受取時

現金預金	××× //	売上	×××
仕入	××× //	リース債権	×××

## (3) 利息配分法

## ①リース契約時

リース債権	××× //	掛金	×××
-------	--------	----	-----

## ②リース料受取時

現金預金	××× //	受取利息	×××
		リース債権	×××

## 2. 所有権移転外ファイナンス・リース取引

## (1) 販売基準

## ①リース契約時

リース投資資産	××× //	売上	×××
仕入	××× //	掛金	×××

## ②リース料受取時

現金預金	××× //	リース投資資産	×××
------	--------	---------	-----

※ 所有権移転ファイナンス・リース取引の「リース債権」勘定 ⇒ 「リース投資資産」。

## 3. オペレーティング・リース

## (1) リース契約時

- 仕訳不要 -

## (2) リース料受取時

現金預金	××× //	受取リース料	×××
------	--------	--------	-----

## (3) 決算時

- 仕訳不要 -



7-3 固定資産の減損

1 【減損】

1. 意義

減損とは、資産(または資産グループ)の収益性の低下により、これらへの投資額の回収が見込めなくなった状態をいう。

固定資産に減損が生じている場合に、それらの価値の下落を帳簿価額に反映させることを減損処理といい、この価値の減少額を減損損失という。

2. 資産のグルーピング

減損処理の適用にあたり、他の資産(または資産グループ)のキャッシュ・フローから概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位をグルーピングして行う。

3. 減損の兆候

減損の兆候とは、資産(または資産グループ)に減損が生じている可能性を示す事象である。

ex. これらが使用されている営業活動の損益またはキャッシュ・フローが、継続してマイナスとなっている(その見込みである)。

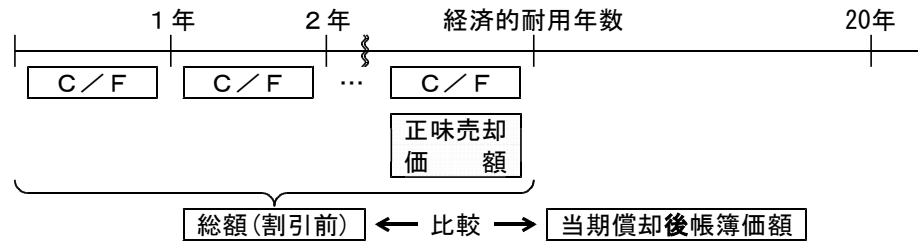
4. 減損損失の認識

(1) 認識の判定

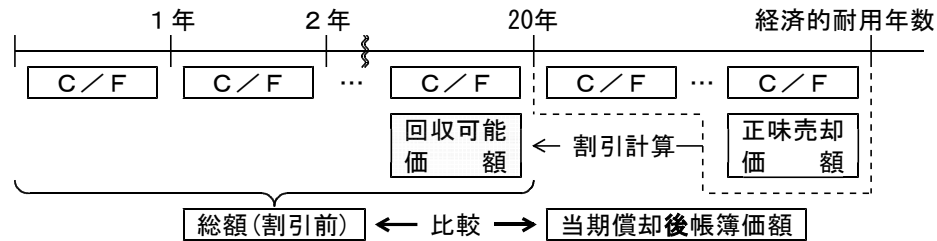
割引前将来C/Fの総額 < 帳簿価額 であれば、減損損失の認識を行う。

(2) 割引前将来C/Fの総額の見積り

① 経済的耐用年数 ≤ 20年

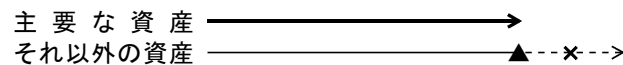
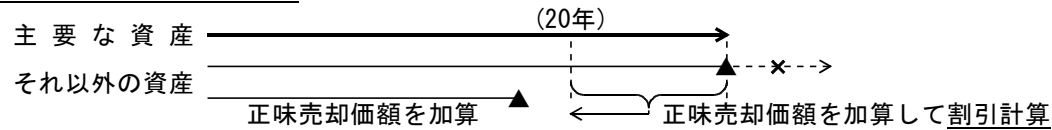


② 20年 < 経済的耐用年数



(3) 主要な資産の経済的耐用年数 < それ以外の資産の経済的耐用年数の場合

主要な資産の経済的耐用年数時点での正味売却価額を用いる。



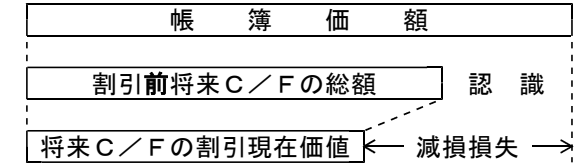
5. 減損損失の測定

(1) 回収可能価額の算定

$$\text{回収可能価額} = \left. \begin{array}{l} \text{正味売却価額} = (\text{期末の時価} - \text{処分費用見込額}) \\ \text{使用価値} = \text{割引後将来キャッシュ・フローの総額} \end{array} \right\} \text{大}$$

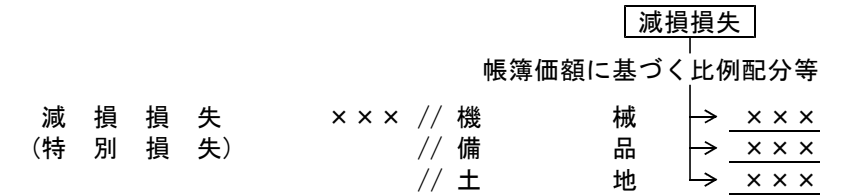
(2) 減損損失

$$\text{減損損失} = \text{帳簿価額} - \text{回収可能価額}$$



6. 減損損失の会計処理

(1) 直接法(原則)



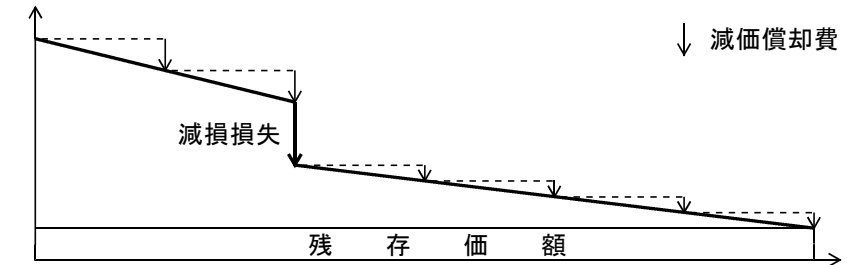
(2) 間接法(例外)



(3) 減損損失後の会計処理

① 減価償却

翌期以降の減価償却計算は、減損損失を控除した帳簿価額に基づいて行う。



② 減損損失の戻入れ

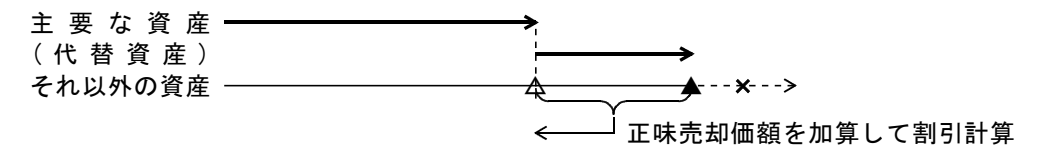
回収可能価額の見積りに増額変更が生じても、減損損失の戻入れは行わない。

※ ファイナンス・リースのリース料は、C/Fの計算に含めない。

(オペレーティング・リースは含まれる)

※ 主要な資産の代替資産につき合理的な計画がある場合

その計画に従って計算した、将来C/Fの「主要な資産」の経済的耐用年数経過時における割引価値を用いることも容認されている(代替資産の取得額をC/Fに含めることに注意)。



2 【共用資産】

1. 意義

共用資産とは、複数の資産(または資産グループ)の将来キャッシュ・フローの生成に寄与する資産(のれんを除く)をいう。

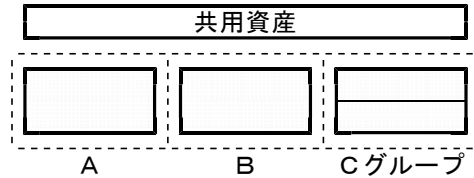
ex. 本社の建物や試験研究施設、複数の資産(または資産グループ)に関する福利厚生施設等

2. 原則的取扱い

(1) 各資産(または資産グループ)ごとの減損処理

① 減損損失の認識の判定

各資産(または資産グループ)ごと  
個別に判定する。



② 認識が必要なときの、減損損失の測定

Aの減損損失 = 帳簿価額 - 回収可能価額

⋮

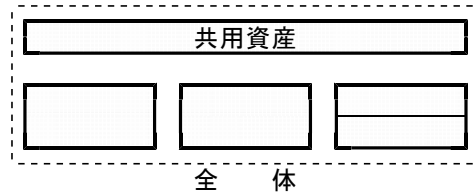
Cの減損損失 = 帳簿価額 - 回収可能価額

※ 「不明」など、認識できない資産(または資産グループ)については、処理不要。

(2) 共用資産を含む「より大きな単位」の減損処理

① 減損損失の認識の判定

共用資産を含む全体で、  
減損損失の認識を判定する。



帳簿価額の合計額 ≦ 割引前将来キャッシュフローの合計額

② 認識が必要なときの、減損損失の測定(認識が不要なときは処理不要)

より大きい単位での減損損失 = 帳簿価額合計額 - 回収可能価額合計額

(3) 共用資産を加えたことによる減損損失の増加額の配分

① 共用資産に優先配分(共用資産の正味売却価額を限度とする)

② 超過額を各資産(または資産グループ)に合理的に配分

(各資産等の回収可能価額を下回ってはならない)

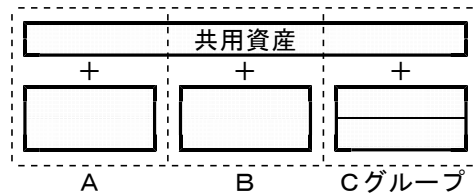
(4) 会計処理

減 損 損 失	× × ×	//	共 用 資 産	× × ×
		//	資 産 A	× × ×
		//	資 産 B	× × ×

3. 共有資産の帳簿価額を配分する方法(容認)

(1) 共用資産の帳簿価額の配分

共用資産の帳簿価額を共用資産に関連する資産(または資産グループ)に合理的な基準で配分する。



(2) 各資産(または資産グループ)ごとの減損処理

① 減損損失の認識の判定

各資産等の帳簿価額 + 共用資産の配分額 ≦ 割引前将来キャッシュフロー

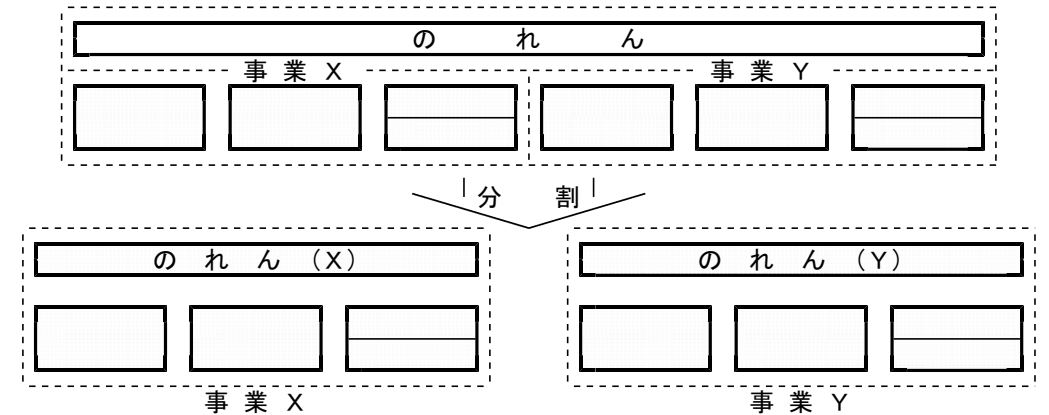
② 認識が必要なときの、減損損失の測定(認識が不要なときは処理不要)

減損損失 = (各資産等の帳簿価額 + 共用資産の配分額) - 回収可能価額

3 【のれん】

1. のれんの分割

のれんを認識した事業譲受等の取引で、複数の事業を取得した場合には、のれんの帳簿価額を合理的な基準に基づき、各事業に分割する。

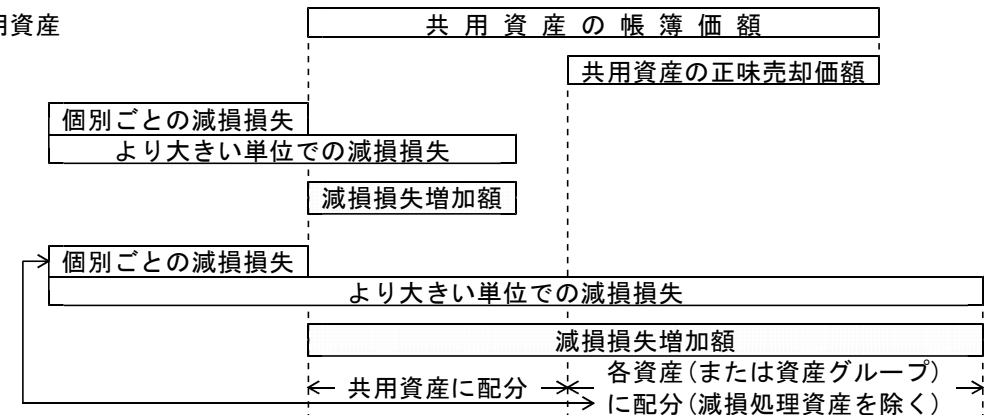


2. のれんの取扱

共用資産と同じ取扱いをする(容認規定を含む)。

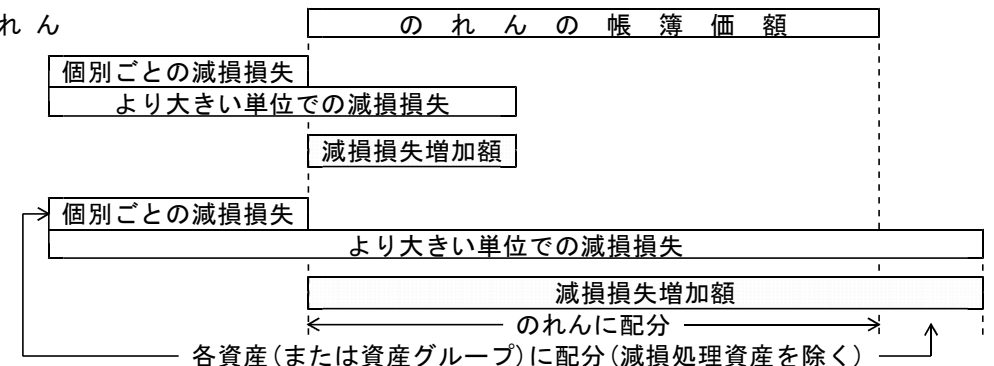
※ のれんへの減損損失増加額の配分額は、のれんの帳簿価額が限度(∵ 正味売却価額=0)。

※ 共用資産



☆ 個別に減損処理した資産(または資産グループ)は、回収可能価額まで帳簿価額を切下げているので、減損損失増加額を配分できない。

※ のれん



## 7-4 資産除去債務

## ①【資産除去債務】

## 1. 意義

資産除去債務とは、有形固定資産の取得、建設、開発、または通常の使用によって生じ、その有形固定資産の除去に関して、法令や契約で要求される義務等をいう。

なお、資産除去債務の対象とされる有形固定資産には、有形固定資産に区分される資産のほかこれらに準ずる、建設仮勘定やリース資産、投資不動産等も含まれる。

## (1) 通常の使用

有形固定資産を意図した目的のために正常に稼働させることである。

⇒ 有形固定資産を除去する義務が不適切な操業等の異常な原因によって発生した場合には、資産除去債務ではなく、引当金の計上や減損会計の適用対象となる。

## (2) 有形固定資産の除去

有形固定資産を用役提供から除外することであり、一時的に除外する場合を除く。

⇒ 売却や廃棄、リサイクルその他の方法による処分等は含まれるが、転用や用途変更は、企業が自ら使用を継続するので含まれない(遊休状態になる場合も除去に該当しない)。

## 2. 会計処理

## (1) 資産除去債務の認識

資産除去債務は、発生した時点で、有形固定資産の除去に要する将来キャッシュ・フローの合理的な見積額の割引現在価値を算定し、負債として計上するとともに、同額をその有形固定資産の帳簿価額に加算する。

なお、将来キャッシュ・フローには、有形固定資産の除去費用のほか、保管や管理費用等の処分に至るまでの支出も含める。

機	械	×××	//	現金預金	×××
				//	資産除去債務
					×××

※ 資産除去債務で適用する割引率は貨幣の時間価値を反映した「無リスクの税引前利率」であり、リース会計で適用する(自己の信用リスクを反映した)「追加借入利率」ではない。

## (2) 決算時

## ① 除去費用の配分

その対象となる有形固定資産の残存期間にわたり、各期の減価償却費として費用配分する。

減価償却費	×××	//	減価償却累計額	×××
-------	-----	----	---------	-----

## ② 時の経過による調整

利息費用 (販管費)	×××	//	資産除去債務	×××
---------------	-----	----	--------	-----

## (3) 資産の除去時

減価償却累計額	×××	//	機	械	×××
固定資産除却損	×××	//			

## (4) 債務の履行時

資産除去債務	×××	//	現金預金	×××
履行差額 (販管費)	×××	//		

※ 土地の原状回復等が法令等で要求されている場合の支出は、一般にその土地に建てられている建物や構築物等の有形固定資産に関連する資産除去債務であると考えられるため、土地の原状回復費用等は、その有形固定資産の減価償却を通じて各期に費用配分される(基準45)。

## ②【具体的な会計処理】

## 1. 基本的な事項

＜設 例＞

当期の期首に¥12,000円の機械(除去に必要な額は¥2,000円)を3年間使用するために購入した。償却方法は定額法(残存価格はゼロ)、割引率は3%であった。

## (1) 資産の取得時

機	械	13,830	//	現金預金	12,000
				//	資産除去債務
					2,000 / (1+0.03) <sup>3</sup> = 1,830

## (2) 決算時(1年目の期末)

## ① 減価償却

減価償却費	4,610	//	減価償却累計額	4,610
-------	-------	----	---------	-------

## ② 時の経過による調整

利息費用	55	//	資産除去債務	55
				期首の資産除去債務の残高(=1,830) × 3% → 55

## (3) 決算時(2年目の期末)

## ① 減価償却

減価償却費	4,610	//	減価償却累計額	4,610
-------	-------	----	---------	-------

## ② 時の経過による調整

利息費用	57	//	資産除去債務	57
				期首の資産除去債務の残高(=1,885) × 3% → 57

## (4) 資産の除去時(3年目の期末)

## ① 減価償却

減価償却費	4,610	//	減価償却累計額	4,610
-------	-------	----	---------	-------

## ② 時の経過による調整

利息費用	58	//	資産除去債務	58
				期首の資産除去債務の残高(=1,942) × 3% → 58

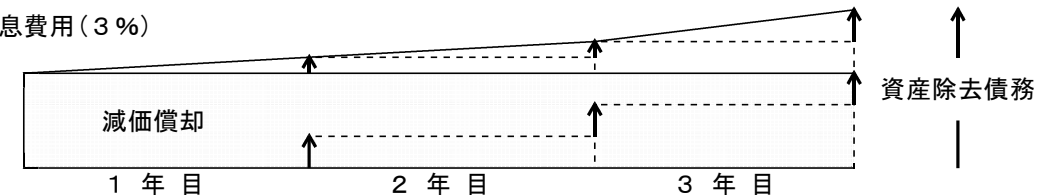
## ③ 資産の除去

減価償却累計額	13,830	//	機	械	13,830
---------	--------	----	---	---	--------

## ④ 債務の履行

資産除去債務	2,000	//	現金預金	2,010
履行差額	10	//		

利息費用(3%)



2. 将来キャッシュフローが増加する場合

判明した時の割引率による増加額の現在価値の金額を、資産除去債務および関連する有形固定資産に加算して調整する。法令等の改正等により資産除去債務が新たに発生した場合も、同様に取扱う。

<設 例>  
 当期の期首に¥12,000円の機械(除去に必要な額は¥2,000円)を3年間使用する目的で購入した。償却方法は定額法(残存価格はゼロ)、割引率は3%であった。  
 1年目末に除去費用の見積額が¥2,200に増加(割引率は2%)した。

(1) 見積変更時(1年目の期末)

①減価償却	減 価 償 却 費	4,610 // 減価償却累計額	4,610
②時の経過による調整	利 息 費 用	55 // 資産除去債務	55
③見積の増額の調整	機 械	192 // 資産除去債務	192
		増加分 $(2,200 - 2,000) / (1 + 0.02)^2 = 192$	

(2) 決算時(2年目の期末)

①減価償却	減 価 償 却 費	4,706 // 減価償却累計額	4,706
		$4,610 + 192 / 2年 = 4,706$	
②時の経過による調整	利 息 費 用	61 // 資産除去債務	61
		$1,885 \times 3\% + 192 \times 2\% \rightarrow 61$	

3. 将来キャッシュフローが減少する場合

負債計上時の割引率を適用して計算した現在価値と帳簿価額との差額を、資産除去債務および関連する有形固定資産の帳簿価額から減算する。

なお、将来キャッシュフローの増額調整後に減少の調整を行う場合で、減少部分に適用すべき割引率を特定できないときは、加重平均した割引率を適用する。

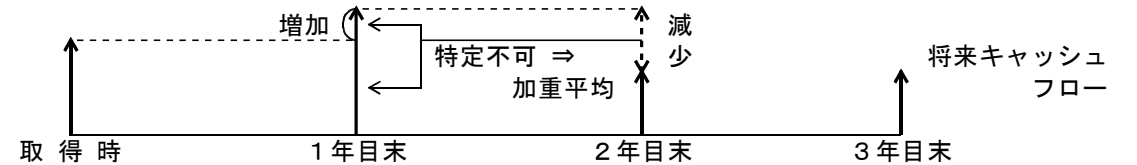
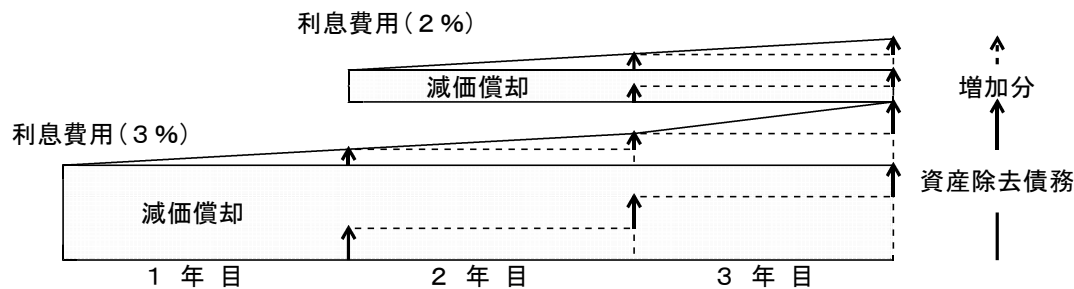
<設 例>  
 当期の期首に¥12,000円の機械(除去に必要な額は¥2,000円)を3年間使用する目的で購入した。償却方法は定額法(残存価格はゼロ)、割引率は3%であった。  
 1年目末に除去費用の見積額が¥2,200に増加(割引率は2%)したが、2年目末には¥2,100に減少(割引率は2%)した。

(1) 減額変更時(2年目の期末)

①減価償却	減 価 償 却 費	4,706 // 減価償却累計額	4,706
		$4,610 + 192 / 2年 = 4,706$	
②時の経過による調整	利 息 費 用	61 // 資産除去債務	61
		$1,885 \times 3\% + 192 \times 2\% \rightarrow 61$	
③見積の変更	資 産 除 去 債 務	389 // 機 械	389
		当初(1,830) + 1年目の増加額(55+192) + 2年目の増加額(61)	
		$- 1,800 / (1 + 2.9\%) = 389$	
	加 重 平 均 割 引 率	$= \frac{2,000}{2,200} \times 3\% + \frac{200}{2,200} \times 2\% \rightarrow 2.9\%$	

(2) 資産の除去時(3年目の期末)

①減価償却	減 価 償 却 費	4,317 // 減価償却累計額	4,317
		$4,610 + 192 / 2年 - 389 / 1年 = 4,317$	
②時の経過による調整	利 息 費 用	51 // 資産除去債務	51
		$1,749 \times 2.9\% \rightarrow 51$	
③資産の除去	減 価 償 却 累 計 額	13,633 // 機 械	13,633
④債務の履行	資 産 除 去 債 務	1,800 // 現 金 預 金	1,810
	履 行 差 額	10 //	



7-5 退職給付会計

1【退職給付会計】

1. 意義

退職給付会計とは、日本企業の一般的な退職金制度である、退職一時金制度と企業年金制度を併用した制度において、両者を「退職給付」として統一的に把握するための会計である。

(1) 退職一時金制度

退職一時金制度とは、財源を社内で確保し、従業員の退職時に一括して給付する制度である。

(2) 企業年金制度

企業年金制度とは、掛金を企業外部の保険会社等に積立て、従業員の退職後、積立てた資産から年金として分割して給付する制度である。

※ 退職給付会計は適格退職年金や厚生年金基金等の確定給付型が前提であり、確定拠出型は(運用リスクが従業員側にあるので)対象としていない。

2. 退職給付引当金

退職給付引当金とは、将来の退職給付のための資金の不足額の割引現在価値である。

(1) 退職給付債務

退職給付債務とは、従業員の退職時以降に支給する給付のうち、期末までに発生していると認められるものであり、将来の支給額の割引計算することにより測定される。

(2) 年金資産

年金資産とは、適格退職年金や厚生年金基金において外部に積立てられている資産であり、資産額は期末時点での公正な評価額(時価)により計算される。

3. 退職給付費用

退職給付引当金の計上に際し、当期に属する部分の見積額を当期の費用として処理するために使用する勘定科目を退職給付費用という。

退職給付費用 × × × // 退職給付引当金 × × ×

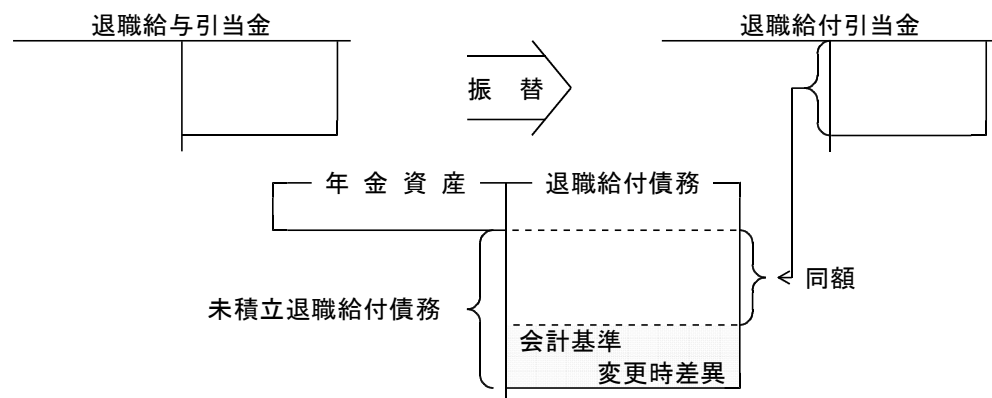
4. 退職給付会計への移行

従来の会計基準による退職給与引当金等の金額を、そのまま退職給付引当金の金額とする。

退職給与引当金 × × × // 退職給付引当金 × × ×

移行初年度期首における退職給付会計基準における未積立退職給付債務と、従来の会計基準による退職給与引当金等の差額を「会計基準変更時差異」といい、以下のいずれかにより処理する。

- ①発生時に一括して費用処理
- ②定額法(15年以内の一定の年数で按分)



2【退職給付見込額の期間帰属方法】

1. 意義

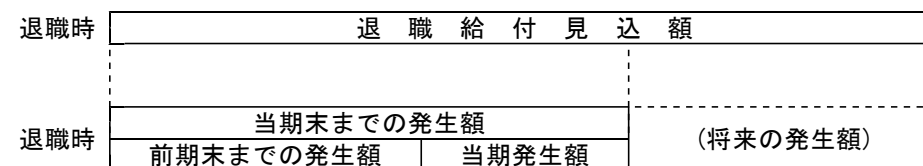
退職給付見込額の期間帰属方法とは、退職給付見込額(退職時に見込まれる退職給付の総額)のうち、期末までに発生していると認められる額を算定する方法である。

なお、退職給付見込額は、予想退職時期ごとに、支給される一時金見込額と退職時点の年金現価見込額に、退職率と死亡率を加味して算定する。

2. 期間帰属方法

(1) 期間定額基準(原則)

$$\text{退職給付見込額のうち 当期末までの発生額} = \text{退職給付見込額} \times \frac{\text{入社時から当期末までの勤務期間}}{\text{入社時から退職時までの勤務期間}}$$

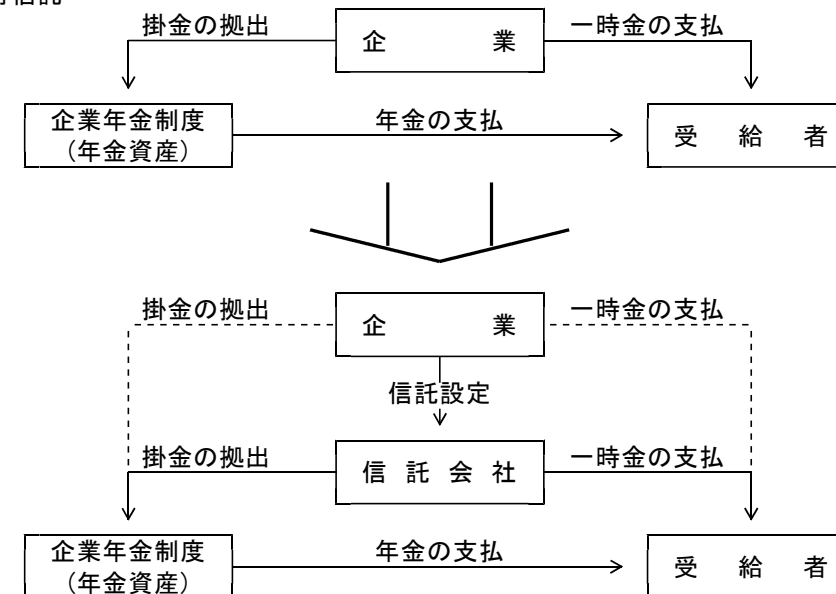


(2) 給付算定式基準

給付算定式基準とは、退職給付制度の給付算定式に従って各勤務期間に帰属させた給付に基づき見積った額を、退職給付見込額の各期の発生額とする方法である

※ 役員退職慰労金は労働の対価との関係が必ずしも明確でないため、退職給付会計の対象から除外されている。

※ 退職給付信託



退職給付会計上の積立不足を補う有効な対応策となるほか、以下の利点がある。

- ①企業は、信託した株式の議決権を引続き行使することができる。
- ②拠出資産の時価変動の影響を緩和できる。  
(拠出資産の時価変動による損益は、退職給付会計上数理計算上の差異として取り扱われる)

③【退職給付債務の増減】

1. 勤務費用

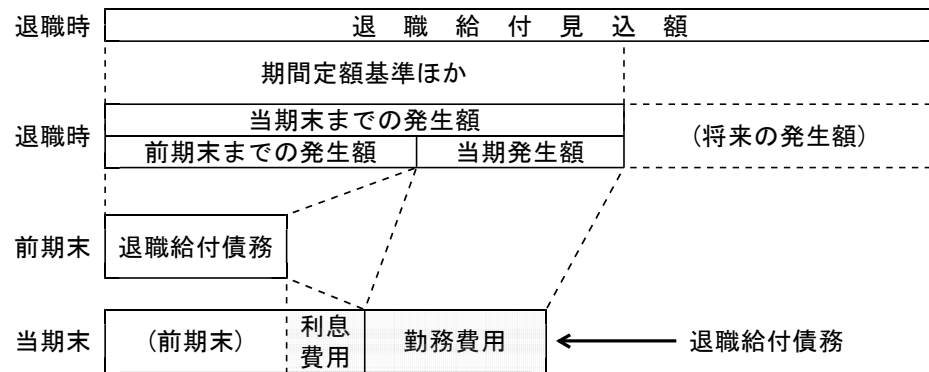
勤務費用とは、期首から期末までの間の労働の結果発生したと認められる退職給付費用であり、退職給付債務の計算に準じて割引計算される。

通常、労働期間が伸長することにより退職給付債務は増加する。

2. 利息費用

利息費用とは、割引計算された退職給付債務の期首から期末までの間に発生する計算上の利息である。期末時点では、次の算式により計算した利息費用が期首時点より増加している。

$$\text{利息費用} = (\text{未認識部分を含む期首の退職給付債務}) \times \text{割引率}$$

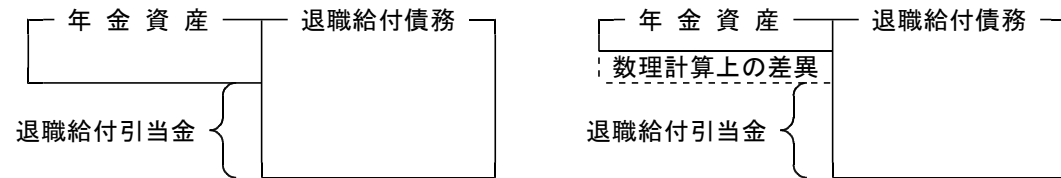


3. 数理計算上の差異

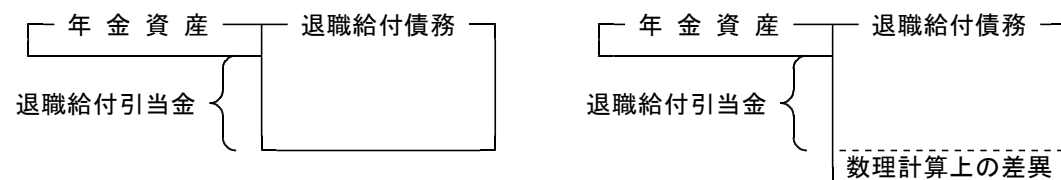
(1) 差異が発生する要因

数理計算上の差異は、以下の三要素から成る。このうち、費用処理(償却)されていない部分を「未認識数理計算上の差異」という。

①年金資産の期待運用収益と実際の運用成果との差異



②見積数値(割引率)の変更等により発生した差異



③退職給付債務の数理計算に用いた数値(退職率、死亡率等)の見積値と実績値との差異

(2) 差異の処理方法

①発生時に一括して費用処理

②定額法(平均残存勤務期間内の一定年数で按分)、または定率法(残高の一定割合を費用化)

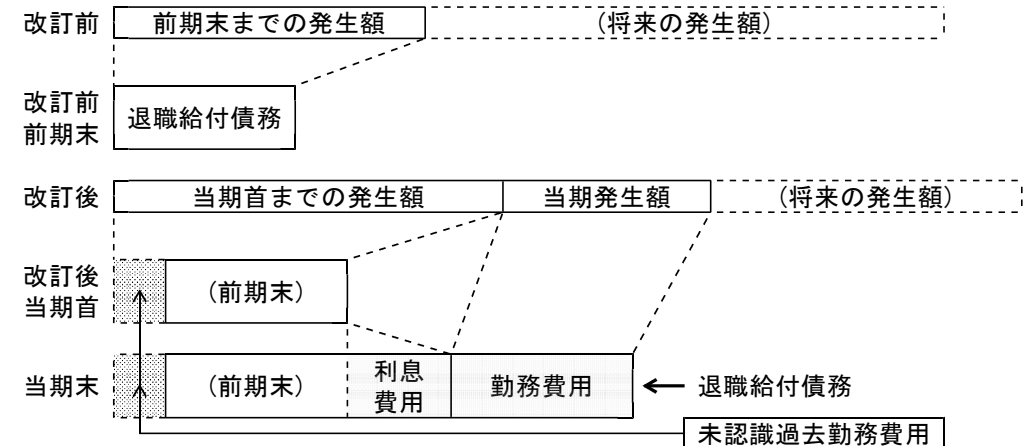
※ 当期の発生額を翌期から費用処理する方法を採用することもできる。

4. 過去勤務費用

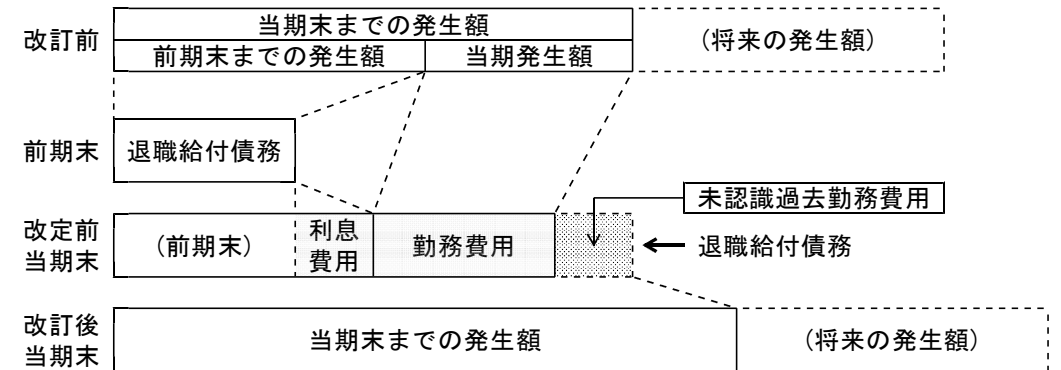
(1) 意義

過去勤務費用とは、退職給付水準の改訂等に起因して発生した退職給付債務が増加または減少部分(退職金規程等の改訂前の退職給付債務と、改定後のそれとの差額)をいう。このうち、費用処理されていない部分を「未認識過去勤務費用」という。

①期首に改訂した場合(改訂後の退職給付債務に対して利息費用)



②期末に改訂した場合(改訂前の退職給付債務に対して利息費用)



(2) 差異の処理方法

①発生時に一括して費用処理

②定額法(平均残存勤務期間内の一定年数で按分)、または定率法(残高の一定割合を費用化)

5. 退職給付

退職給付とは、退職一時金または企業年金から退職者に給付することであり、退職給付により退職給付債務は減少する。

	数理計算上の差異	過去勤務費用異	会計基準変更時差異
償却開始	または翌期から	当期から	
償却方法・年数	・発生年度一括償却 ・定額法(平均残存勤務期間以内の一定年数) または定率法(残高の一定割合を費用化) ※ それぞれ異なる償却年数を用いることも可		・初年度一括償却 ・定額法(15年以内の一定の年数)

4【年金資産の増減】

1. 掛金の拠出および退職給付

企業年金制度へ掛金を拠出することにより年金資産は増加する。一方、退職者に退職給付を行うことにより年金資産は減少する。

2. 期待運用収益

期待運用収益とは、年金資産の運用により発生が期待される収益であり、次の算式による。なお、退職給付費用から控除される収益は「期待」運用収益であり、実際運用収益ではない。

$$\text{期待運用収益} = \text{期首の年金資産} \times \text{期待運用収益率}$$

5【会計処理】

1. 移行年度以降の会計年度

(1) 退職給付費用の算定

①勤務費用

退職給付費用	×××	//	退職給付引当金	×××
--------	-----	----	---------	-----

②利息費用

退職給付費用	×××	//	退職給付引当金	×××
--------	-----	----	---------	-----

③期待運用収益

退職給付引当金	×××	//	退職給付費用	×××
---------	-----	----	--------	-----

(2) 年金資産への掛金拠出

①従業員拠出分なし

退職給付引当金	×××	//	現金預金	×××
---------	-----	----	------	-----

②従業員拠出分あり

退職給付引当金	×××	//	現金預金	×××
預り金	×××	//		
	+			
退職給付引当金	×××	//	退職給付費用	×××

(3) 退職者に対する退職一時金の支給

①予定内の支給

退職給付引当金	×××	//	現金預金	×××
---------	-----	----	------	-----

②予定外の支給

退職給付費用	×××	//	現金預金	×××
--------	-----	----	------	-----

(4) 退職者に対する年金資産からの給付

— 仕訳不要 —

(5) 決算

①会計基準変更時差異

退職給付費用	×××	//	退職給付引当金	×××
--------	-----	----	---------	-----

②過去勤務費用

退職給付費用	×××	//	退職給付引当金	×××
(退職給付引当金)	×××	//	退職給付費用	×××

③数理計算上の差異

退職給付費用	×××	//	退職給付引当金	×××
(退職給付引当金)	×××	//	退職給付費用	×××

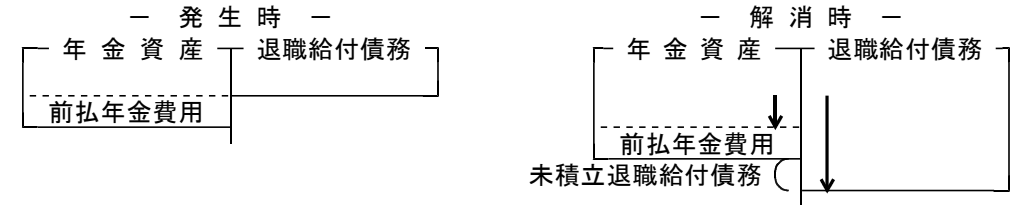
2. 年金資産の積立超過時

(1) 積立超過の発生時

前払年金費用	×××	//	退職給付引当金	×××
--------	-----	----	---------	-----

(2) 積立超過の解消時

退職給付引当金	×××	//	前払年金費用	×××
---------	-----	----	--------	-----



3. 年金資産の返還

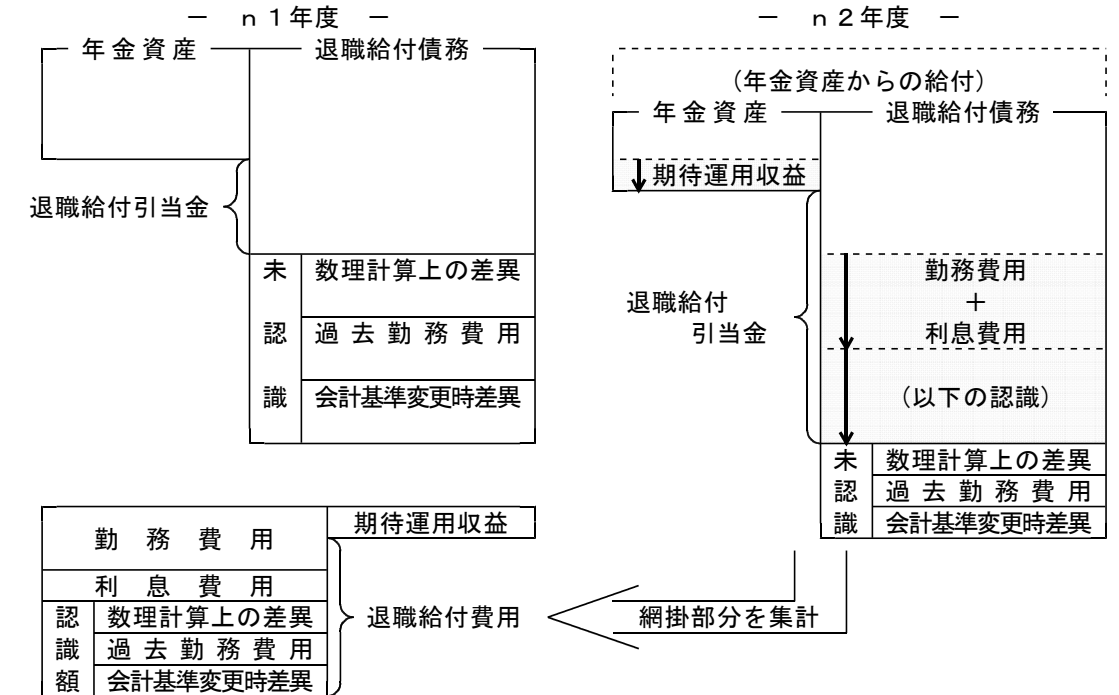
(1) 年金資産に占める返還額の割合が重要、かつ差異に重要性あり(⇒差異を認識して返還)

現金預金	×××	//	退職給付引当金	×××
退職給付費用	×××	//	退職給付引当金	×××

↑ 数理計算上の差異 × 返還額 / 年金資産

(2) 重要性なし

現金預金	×××	//	退職給付引当金	×××
------	-----	----	---------	-----



6 【退職給付制度の終了】

1. 退職給付制度の廃止

(1) 差異の未認識部分の解消

終了部分に対応する金額を、終了時点の退職給付債務の比率等の合理的な方法により算定し、損益として認識する。

①会計基準変更時差異

退職給付費用      × × × // 退職給付引当金      × × ×

②過去勤務費用

退職給付費用      × × × // 退職給付引当金      × × ×

③数理計算上の差異

退職給付費用      × × × // 退職給付引当金      × × ×

(2) 退職給付債務の減少

終了部分の退職給付債務の消滅を認識する。

~~(退職給付債務)      × × × // (年金資産)      × × ×~~  
~~// 退職給付費用      × × ×~~  
 (企業からの支払等)      // 現金預金      × × ×)

↓

退職給付引当金      × × × // 退職給付費用      × × ×  
 (企業からの支払等)      // 現金預金      × × ×)

2. 確定拠出年金制度等への移行

年金資産または企業からの資産の支払に伴い退職給付債務が減少する場合には、退職給付制度が廃止された場合に準じて処理する。

3. 大量退職

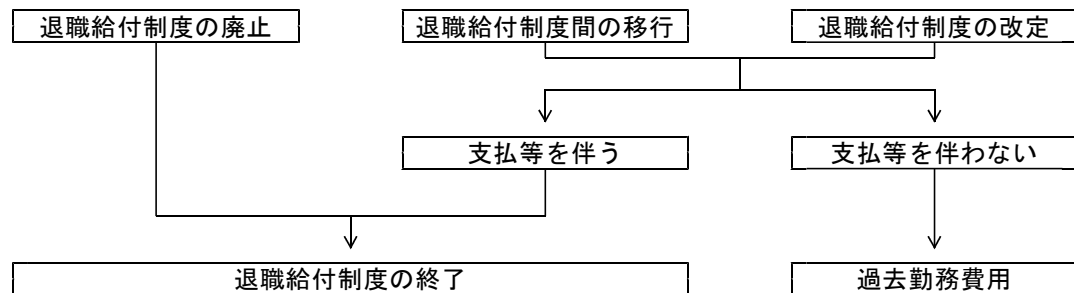
退職給付制度を構成する相当数の従業員が一時に退職した結果、相当程度の退職給付債務が減少する場合には、退職給付制度が廃止された場合に準じて処理する。

なお、早期割増退職金等の予定外の支給は、その旨の勘定科目で処理する。

退職給付引当金      × × × // 退職給付費用      × × ×  
 (企業からの支払等)      // 現金預金      × × ×)

+

早期割増退職金      × × × // 現金預金      × × ×



7 【その他の事項】

1. 退職給付信託への拠出

金銭以外の資産を信託財産として拠出した場合には、拠出した日の公正価額で評価する。

退職給付引当金      × × × // 投資有価証券      × × ×  
 // 退職給付信託設定損益      × × ×

2. 期中処理

(1) 退職給付費用の算定

①勤務費用

退職給付費用      × × × // 退職給付引当金      × × ×

②利息費用

退職給付費用      × × × // 退職給付引当金      × × ×

③期待運用収益

退職給付引当金      × × × // 退職給付費用      × × ×

↑  
 年金資産の期待運用収益と退職給付信託の期待運用収益との合計額

	前期末実績	退職給付費用	年金・掛金支給額	当期末集計	数理計算上の差異	当期末実績
債務	△ × × ×	S △ × × × I △ × × ×	P × × ×	△ × × ×	(計算)	△ × × ×
資産	× × ×	R × × ×	C △ × × × P △ × × ×	× × ×	(計算)	× × ×
未積立	△ × × ×			△ × × ×		△ × × ×
未過勤	× × ×	A △ × × ×		× × ×		× × ×
未数理	—	A (計算)		(計算)	(計算)	(計算)
引当金	△ × × ×	(計算)	(計算)	(計算)	0	△ × × ×

S (Service cost: 勤務費用)、I (Interest: 利息費用)、R (Rent: 期待運用収益)  
 A (Accumulation: 償却)、C (Consideration: 掛金拠出)、P (Pension: 年金支払)

	前期末実績	退職給付支払額	終了後集計	終了に伴う損益	終了後実績
債務	△ × × ×	× × × (同額) ↑	△ × × ×	(計算)	△ × × ×
資産	× × ×	△ × × ×	× × ×		× × ×
未積立	△ × × ×		△ × × ×	(計算)	△ × × ×
未数理	× × ×		× × ×	(計算)	× × ×
引当金	△ × × ×	0	(計算)	× × ×	△ × × ×

※ 対応額の特定が困難なときは、終了時の退職給付債務の比率で按分



7-6 税効果会計

1 【税効果会計】

1. 意義

税効果会計とは、会計と税務とで取扱いに差異がある事項について、この差異を調整する会計処理や、この差異により発生する法人税等の金額を適切に期間配分するための会計処理をいう。

2. 会計と税務の差異と税効果会計の対象

(1) 一時差異(temporary difference)

一時差異とは、会計と税務とで資産または負債についての取扱いの相違を原因として生じた差異をいう。

①将来減算一時差異

将来減算一時差異とは、将来これが解消されたときに税額が減算される一時差異である。

ex. 減価償却の超過額や引当金の繰入超過額、未払事業税の計上  
資産または負債の評価替えにより生じた評価差損や、貸倒損失の否認額 等々

②将来加算一時差異

将来加算一時差異とは、将来これが解消されたときに税額が増加される一時差異である。

ex. 剰余金の処分による、固定資産の圧縮記帳に係る圧縮積立金の計上  
資産または負債の評価替えにより生じた評価差益 等々

会計と税務とで損益の取扱いに差異があるため、各期の利益と課税所得との間に生じた差異を期間差異(timing difference)という。

(2) 永久差異(permanent difference)

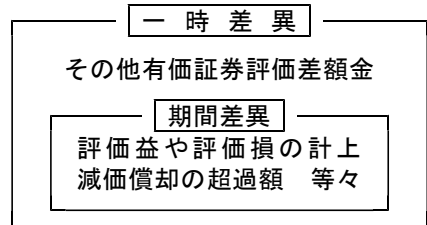
永久差異とは、差異が発生した後、将来にわたって永久に解消されない差異をいう。

ex. 受取配当金の益金不算入額  
交際費・寄附金の損金不算入額 等々

(3) 税効果会計の対象

税効果会計の対象となる差異は一時差異のみである。  
(永久差異には適用しない)

また、繰越欠損金は将来年度の所得と相殺することができ、将来の税額を減額させる効果がある。そのため、繰越欠損金を将来減算一時差異に準じて取り扱う。



3. 法定実効税率

税効果会計における税金の前払額(または未払額)は、会計上の利益と税務上の所得との差異に、以下の法定実効税率を乗じて計算する。

なお、税金の回収または納付されることが見込まれる時点の税率を適用する。

$$\text{法定実効税率} = \frac{\text{法人税率} \times (1 + \text{住民税率}) + \text{事業税率}}{1 + \text{事業税率}}$$

2 【繰延税金資産と繰延税金負債】

1. 将来減算一時差異

(1) 差異発生年度

会計上の利益に対する税額よりも多くなるので、超過分は税金の前払額と考える。

繰延税金資産	×××	// 法人税等調整額	×××
--------	-----	------------	-----

(2) 差異解消年度

会計上の利益に対する税額よりも少なくなるので、税金の前払額を取崩す。

法人税等調整額	×××	// 繰延税金資産	×××
---------	-----	-----------	-----

2. 将来加算一時差異

(1) 差異発生年度

会計上の利益に対する税額よりも少なくなるので、不足分は税金の未払額と考える。

法人税等調整額	×××	// 繰延税金負債	×××
---------	-----	-----------	-----

(2) 差異解消年度

会計上の利益に対する税額よりも多くなるので、税金の未払額を取崩す。

繰延税金負債	×××	// 法人税等調整額	×××
--------	-----	------------	-----

3. 評価換算差額を計上した場合

(1) 計上年度

対象資産を売却すれば売却損益が認識され税額が増減するので、将来の納税に及ぼす影響を純資産額に反映しておく。

投資有価証券	×××	// その他有価証券評価差額金	×××
		// 繰延税金負債	×××

※ 「その他有価証券評価差額金」の計上は損益に影響しないので、法人税等は調整しない。

(2) 翌年度期首

その他の有価証券評価差額金	×××	// 投資有価証券	×××
繰延税金負債	×××	//	

4. 財務諸表の表示

(1) 貸借対照表の表示

- ①税効果の対象となる資産・負債の分類に基づき、繰延税金資産・負債を流動固定分類する。
- ②流動項目の繰延税金資産・負債、固定項目の繰延税金資産・負債をそれぞれ相殺し、残額を表示する。



(2) 損益計算書の表示

①将来減算一時差異

税引前当期純利益	×××	} 整合
法人税等	×××	
法人税等調整額	(+)×××	
当期純利益	×××	

②将来加算一時差異

税引前当期純利益	×××	} 整合
法人税等	×××	
法人税等調整額	(Δ)×××	
当期純利益	×××	

③【簿記一巡】

1. 将来減算一時差異

(1) 減価償却費の超過額

①発生時

減価償却費	10,000	//	減価償却累計額	10,000
繰延税金資産	1,000	//	法人税等調整額	1,000

②解消時

減価償却累計額	30,000	//	固定資産	50,000
固定資産除却損	20,000	//		
法人税等調整額	1,000	//	繰延税金資産	1,000

※ 減損損失も同じ取扱をする。

(2) 貸倒引当金の超過額

①発生時

貸倒引当金繰入額	10,000	//	貸倒引当金	10,000
繰延税金資産	4,000	//	法人税等調整額	4,000

②解消時

貸倒引当金	10,000	//	売掛金	10,000
法人税等調整額	4,000	//	繰延税金資産	4,000

(3) 未払事業税の計上

①×1年度

租税公課	3,000	//	未払法人税等	10,000
法人税等	7,000	//		
繰延税金資産	4,000	//	法人税等調整額	4,000

②×2年度

未払法人税等	10,000	//	現金預金	10,000
租税公課	4,000	//	未払法人税等	12,000
法人税等	8,000	//		
法人税等調整額	800	//	繰延税金資産	800

(4) 繰越欠損金

①発生年度

繰延税金資産	4,000	//	法人税等調整額	4,000
			※ 欠損金×実効税率(40%)	

②控除年度

法人税等調整額	1,200	//	繰延税金資産	1,200
---------	-------	----	--------	-------

※ 計算フレーム

損益計算書		税額の計算	
税引前当期利益	= ( )	当期の利益	= ( )
法人税等	= ( )	調整金額	= ( )
法人税等調整額	= ( )	課税標準	= ( )
当期純利益	= ( )	税額	= ( )

2. 将来加算一時差異

(1) 積立金方式による圧縮記帳

＜設 例＞  
 売上は毎期¥150,000。機械(¥100,000)を期末に購入し、30%の助成金を受ける。  
 翌期より事業供用し、定額法(残存価格10%、耐用年数5年)で償却する。

①期末に購入

機 械	100,000	//	現金預金	100,000
現金預金	30,000	//	国庫補助金収入	30,000
			+	
繰越利益剰余金	18,000	//	圧縮積立金	18,000
法人税等調整額	12,000	//	繰延税金負債	12,000

②翌期末

減価償却費	18,000	//	減価償却累計額	18,000
			+	
圧縮積立金	3,240	//	繰越利益剰余金	3,240
繰延税金負債	2,160	//	法人税等調整額	2,160
			※ 12,000×0.9/5年 = 2,160	

③廃 棄

減価償却累計額	90,000	//	機 械	90,000
固定資産除却損	10,000	//		
			+	
圧縮積立金	1,800	//	繰越利益剰余金	1,800
繰延税金負債	1,200	//	法人税等調整額	1,200
			※ 12,000×0.1 = 1,200	

※ 直接減額方式の場合には会計上の簿価と税務上の簿価が一致するので、税効果会計は適用されない。

(2) 特別償却準備金(残存価格10%、耐用年数3年の定額法償却、取得時全額償却)

＜設 例＞  
 売上は毎期¥150,000。取得時一括償却可能な機械(¥100,000)を期末に購入。  
 翌期より事業供用し、定額法(残存価格10%、耐用年数5年)で償却する。

①期末に購入

機 械	100,000	//	現金預金	100,000
			+	
繰越利益剰余金	60,000	//	特別償却準備金	60,000
法人税等調整額	40,000	//	繰延税金負債	40,000

②翌期末

減価償却費	18,000	//	減価償却累計額	18,000
			+	
特別償却準備金	12,000	//	繰越利益剰余金	12,000
繰延税金負債	8,000	//	法人税等調整額	8,000
			※ 40,000/5年 = 8,000	

## 3. 純資産の部に計上される評価差額金(全部純資産直入法)

(1) 評価益が発生している場合(簿価¥10,000 ⇒ 時価¥30,000)

## ① 当期末

投資有価証券	20,000	//	その他有価証券評価差額金	12,000
			// 繰延税金負債	8,000

## ② 翌期首

その他有価証券評価差額金	12,000	//	投資有価証券	20,000
繰延税金負債	8,000	//		

(2) 簿価(¥40,000) ⇒ 時価(¥30,000)の場合

## ① 当期末

その他有価証券評価差額金	6,000	//	投資有価証券	10,000
繰延税金資産	4,000	//		

## ② 翌期首

投資有価証券	10,000	//	その他有価証券評価差額金	6,000
			// 繰延税金資産	4,000

## 4. 純資産の部に計上される評価差額金(部分純資産直入法)

(1) 評価益が発生している場合(簿価¥10,000 ⇒ 時価¥30,000)

## ① 当期末

投資有価証券	20,000	//	その他有価証券評価差額金	12,000
			// 繰延税金負債	8,000

## ② 翌期首

その他有価証券評価差額金	12,000	//	投資有価証券	20,000
繰延税金負債	8,000	//		

(2) 簿価(¥40,000) ⇒ 時価(¥30,000)の場合

## ① 当期末

投資有価証券評価損	10,000	//	投資有価証券	10,000
繰延税金資産	4,000	//	法人税等調整額	4,000

## ② 翌期首

投資有価証券	10,000	//	投資有価証券評価損	10,000
----- 仕 訳 不 要 -----				
- 繰延税金資産の振戻処理は行わない -				

## 5. 繰越欠損金

繰延税金資産	4,000	//	法人税等調整額	4,000
--------	-------	----	---------	-------

## ※ 有価証券に関する税法規定と企業会計との差異

税 法		企 業 会 計	
区 分	評価方法	該 当 区 分	税 効 果 会 計
売買目的有価証券	時 価 法	売買目的有価証券	適 用 な し
売 買 目 的 以 外	償還有価証券	満期保有目的の債券 その他有価証券(債券)	利息法償却または時価 評価を行った場合 ⇒ 適用
	上記以外	子会社・関連会社株式 その他有価証券(株式)	時価評価を行った場合 ⇒ 適用

## 4 【税率の変更】

&lt;設 例&gt;

× 1 年度(実効税率は40%)	× 2 年度(実効税率は42%)
減価償却超過額 ¥10,000	減価償却超過額 ¥15,000
更生債権の償却超過額 ¥30,000	更生債権の償却超過額 ¥20,000
その他有価証券の時価 ¥50,000 (取得原価 ¥40,000)	その他有価証券の時価 ¥55,000 (取得原価 ¥40,000)

## 1. × 1 年度

(1) 期 末

## ① 法人税等調整額の計上

繰延税金資産(流動)	4,000	//	法人税等調整額	16,000
繰延税金資産(固定)	12,000	//		

## ② 評価差額金の計上

投資有価証券	10,000	//	繰延税金負債(固定)	4,000
			// その他有価証券評価差額金	6,000

## 繰 越 試 算 表

繰延税金資産(流動)	4,000	繰延税金負債(固定)	4,000
繰延税金資産(固定)	12,000		

## 2. × 2 年度

(1) 期 首

繰延税金負債(固定)	4,000	//	投資有価証券	10,000
その他有価証券評価差額金	6,000	//		

(2) 期 末

## ① 法人税等調整額の調整

繰延税金資産(流動)	2,300	//	繰延税金資産(固定)	3,600
法人税等調整額	1,300	//		

## ② 評価差額金の計上

投資有価証券	15,000	//	繰延税金負債(固定)	6,300
			// その他有価証券評価差額金	8,700

## 繰 越 試 算 表

繰延税金資産(流動)	6,300	繰延税金負債(固定)	6,300
繰延税金資産(固定)	8,400		

※ 繰延税金資産または繰延税金負債は、将来の会計期間において回収または納付が見込まれない税金の額を控除して計上しなければならない。  
また、毎決算期毎に繰延税金資産から控除すべき金額を見直し、繰延税金資産の回収可能性の判断要件を満たさなくなった場合には、繰延税金資産のうち過大となった金額を取崩す。